

常時バックアップの利用実態について

第75回 制度設計専門会合 事務局提出資料

令和4年7月26日（火）



電力・ガス取引監視等委員会
Electricity and Gas Market Surveillance Commission

常時バックアップの利用実態調査について

- 第73回制度設計専門会合（令和4年5月31日開催）において、常時バックアップの利用実態に関して、初期的な調査・分析を実施。
- 一部の新電力によって常時バックアップの契約量の過半数が占められていること、常時バックアップの価格改定が行われておらず、スポット市場価格が高騰する時期に常時バックアップの負荷率が上昇していること、スポット市場価格との値差を利用した裁定取引を目的として利用されている可能性があること等を報告したところ。

第73回制度設計専門会合
（令和4年5月31日）資料6より抜粋

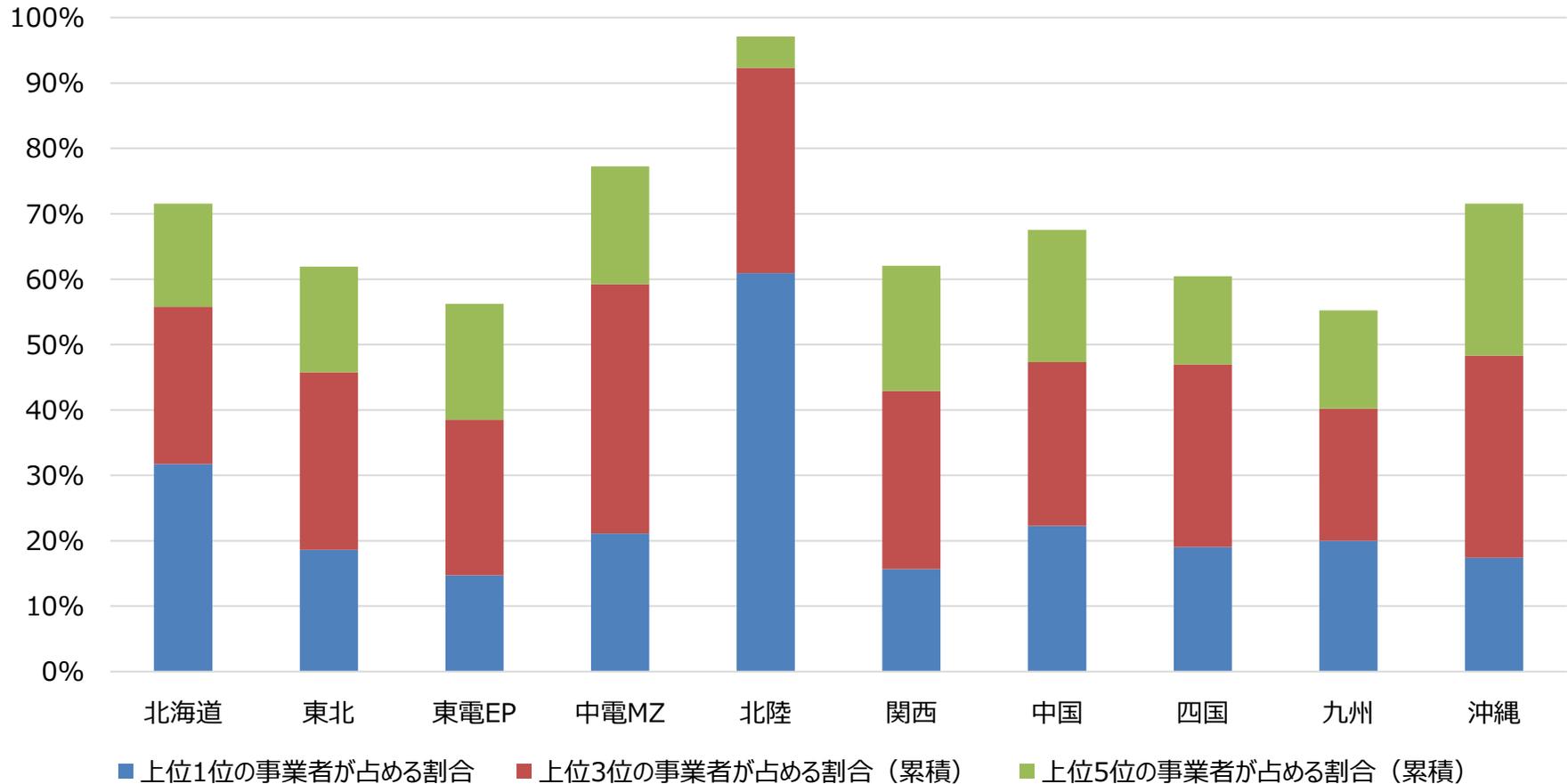
常時バックアップ 調査結果のまとめ

- 直近2年の常時バックアップの実態を確認したところ、以下の点が確認された。
 - ✓ 現在、多くの旧一電において、供給力の不足を理由として、常時バックアップの新規契約及び既存契約の増量を停止している。
 - ✓ このように常時バックアップの供給力が限られる中で、常時バックアップの契約量の過半数は、一部の新電力によって占められている結果、常時バックアップにアクセスできない新電力が多数存在する。
 - ✓ 昨年来、燃料価格が高騰しているにも関わらず、全ての旧一電において常時バックアップの価格改定が行われていないため、スポット市場価格との値差が生じやすい状況にあり、スポット市場価格が高騰する時期に常時バックアップの負荷率が顕著に上昇する傾向が見られる。
 - ✓ こうした中で、スポット市場価格が高騰した冬期に、常時バックアップの供給電力量の増加とともに、新電力によるスポット市場への売り入札が増加しており、常時バックアップは、一部の新電力によってスポット市場価格との値差を利用した裁定取引を目的として利用されている可能性がある。

常時バックアップ 大口契約が占める割合

- 2022年4月時点で、各エリアにおける常時バックアップの総契約量(kW)に占める大口契約先の割合を確認したところ、**全エリアで上位5社が総契約量の5割以上を、特に高いエリアでは9割以上**を占めている。

2022年4月における大口契約先が常時バックアップ供給全体(kW)に占める割合



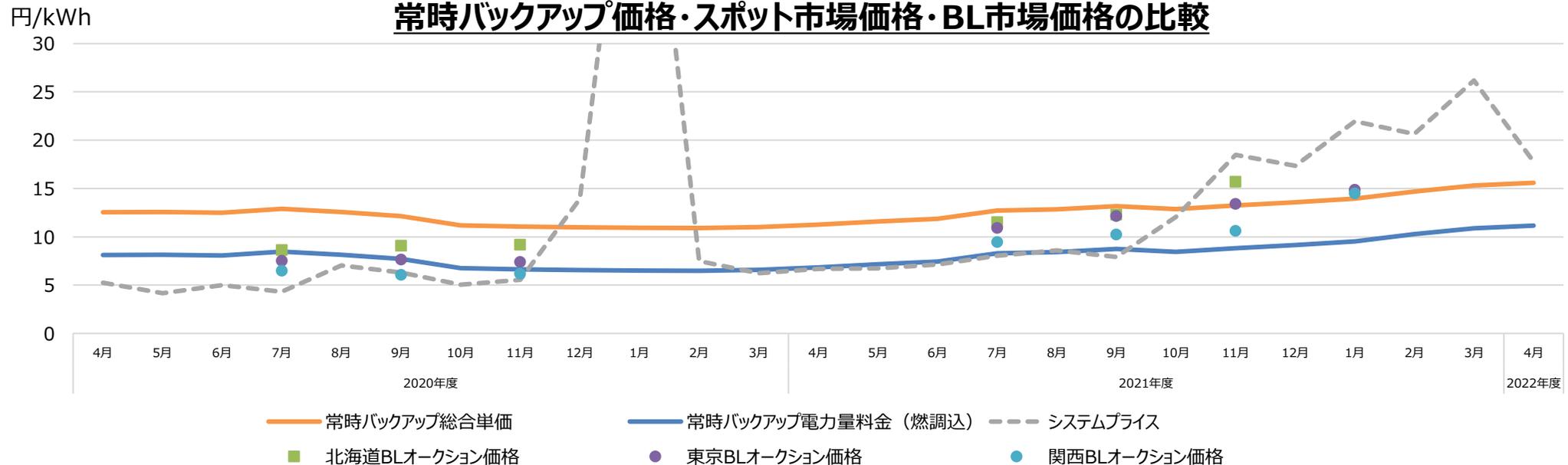
※2022年度契約に向けた内部補助コミットメントフォローアップにおける旧一電各社回答を集計。

※(常時バックアップ契約量(kW)を契約別で降順に並べた場合の上位1,3,5位まで積み上げた値) ÷ (常時バックアップ総契約量(kW))の割合を算出。

常時バックアップ 価格について

- 常時バックアップの電力量料金は6円～10円、基本料金を加味した総合単価は10円～15円で推移している一方で、スポット市場価格は昨年秋以降10～20円台で推移。このため、**スポット価格と比較して、相対的に常時バックアップ価格が安価**となっている。さらに、**2022年度BL市場価格と比較しても、常時バックアップ価格の方が安価**となっている。
- なお、この間、全ての旧一電において、常時バックアップの基本料金・電力量料金ともに、**価格の改定は行われていない**。

常時バックアップ価格・スポット市場価格・BL市場価格の比較



※2022年度契約に向けた内部補助コミットメントフォローアップにおける旧一電各社回答を集計。

※常時バックアップ総合単価 = 常時バックアップ基本料金 (a) + 常時バックアップ電力量料金 (燃調込) (b)

(a) 常時バックアップ基本料金は、旧一電毎に基本料金を負荷率50% (旧一電全社における平均負荷率水準) として算出 (基本料金 ÷ (30日 × 24時間 × 50%)) した後、旧一電全社で平均価格を算出。

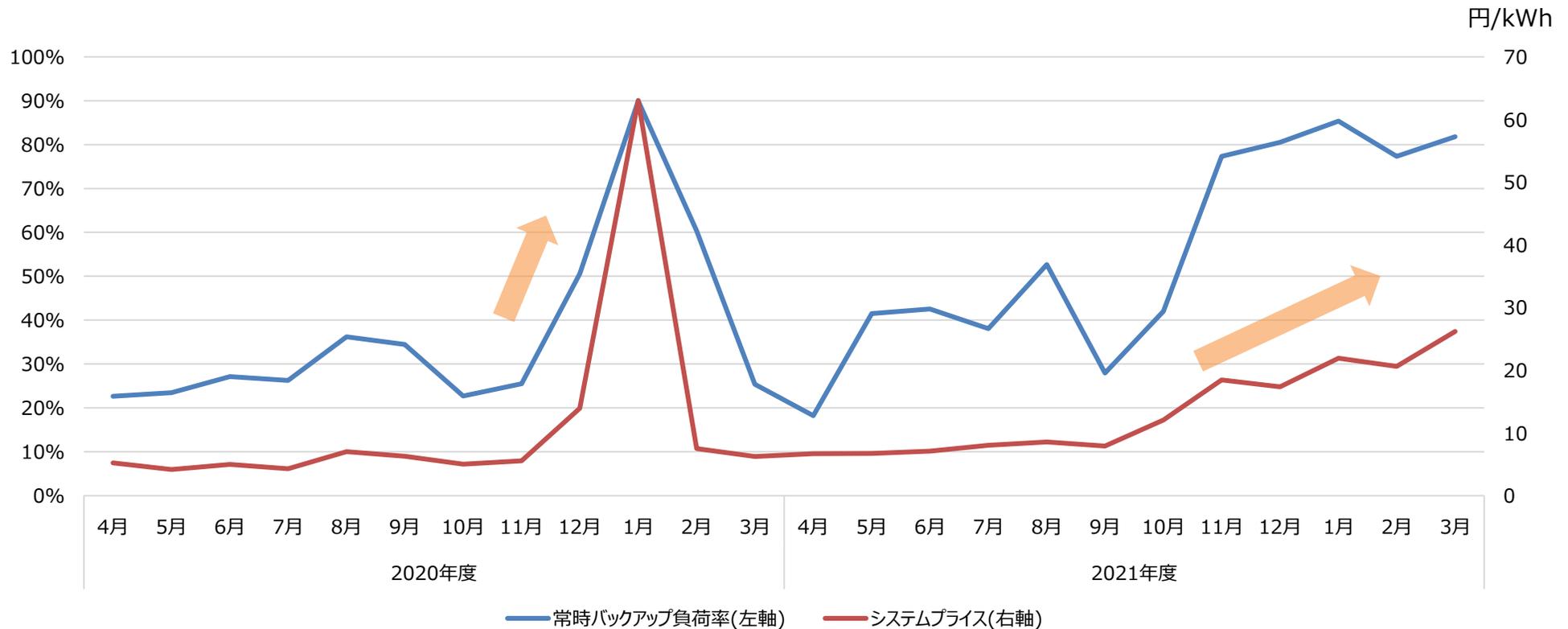
(b) 常時バックアップ電力量料金 (燃調込) は、旧一電毎に電力量料金 (燃調込) を季節別・時間別で按分して算出した後、旧一電全社で平均価格を算出。

※システムプライスは月平均。

常時バックアップ 負荷率とスポット市場価格の関係

- 常時バックアップの負荷率（契約kWを常時全量使った場合の電力量に占める実際の供給電力量の割合）とスポット市場価格の関係をみると、スポット市場価格の高い時期に常時バックアップの負荷率が顕著に上昇している。

常時バックアップ負荷率とスポット市場価格の推移

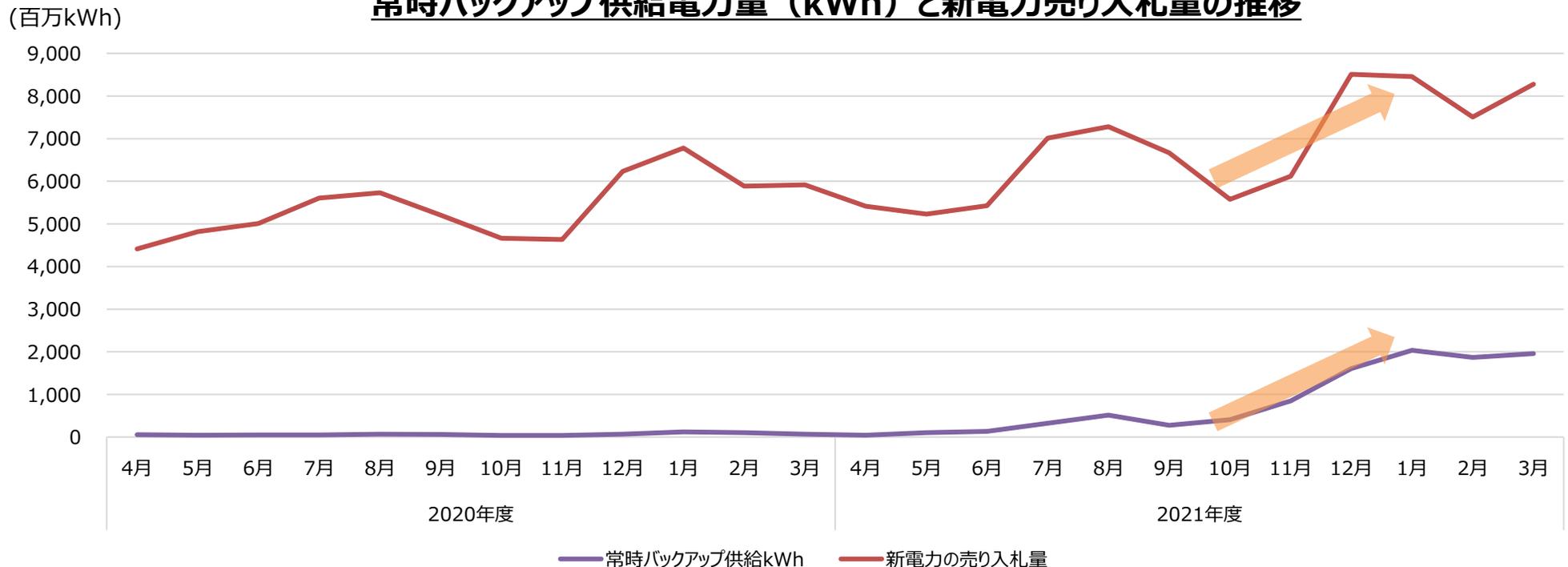


※2022年度契約に向けた内部補助コミットメントフォローアップにおける旧一電各社回答を集計。
 ※常時バックアップの負荷率は、(旧一電常時バックアップの供給kWh (旧一電全社合計値)) ÷ (常時バックアップの契約kWを常時使用 (契約kW×30日(平準化した一月あたりの日数)×24時間)した値 (旧一電全社合計値)) の割合を算出。
 ※システムプライスは月平均。

常時バックアップ 供給電力量 (kWh) と新電力売り入札量の関係

- 常時バックアップの供給電力量は、2021年度秋から冬にかけて410百万kWh (2021年10月) から2,032百万kWh (2022年1月) へ大幅に増加 (+1,622百万kWh)。
- これと同時期に、新電力による売り入札量も、5,574百万kWh (2021年10月) から8,454百万kWh (2022年1月) へ大幅に増加 (+2,880百万kWh)。なお、新電力による売り入札量は、2021年12月に過去最高を記録。

常時バックアップ供給電力量 (kWh) と新電力売り入札量の推移



※常時バックアップの供給電力量 (kWh) は、2022年度契約に向けた内部補助コミットメントフォローアップにおける旧一電各社回答を合計。

※新電力の売り入札量は、JEPXデータより事務局にて作成。

第73回制度設計専門会合でのご議論

- 第73回制度設計専門会合では、スポット市場における転売など制度趣旨にそぐわない利用が行われている可能性はないか等を確認するため、個々の契約・利用状況の確認を含めたより詳細な実態調査が必要とされたところ。
- また、こうした課題が生じる根本的な原因と考えられる常時バックアップの価格の硬直性を踏まえ、短期的には価格等をしっかり改定していくことが重要といったご指摘や、いずれ廃止するという観点を強く打ち出すべきといったご指摘があったところ。

(松田委員)

- 市況が高騰している状況下で裁定取引として使われているのであれば、本来の用途ではないので、今後の検討に向けては、**新電力間で公平に、また本来的に必要な方にとってアクセスがしやすくなるよう、常時バックアップの次の仕組みに向けて検討を進めて**いただきたい。

(草薙委員)

- 常時バックアップがもはや一部の新電力の既得権になっており、他の新電力が常時バックアップの調達機会を逸している。現状が望ましい状態にあるとは言えず、当初の予定どおり**常時バックアップはいずれ廃止すべきという観点を強く打ち出されるべき。**

(松村委員)

- 転売を禁止するという発想が健全か疑問。**常時バックアップの契約条項あるいは価格に問題があるのが、より優先度の高い問題**ではないか。また常時バックアップの価格水準について、小売価格見合いというのは、**既に結ばれた契約の更新までの間における不整合は本来的に問題にならないはずで、その点を明らかにすることに意義があるのでは。**

(大橋委員)

- 常時バックアップが現在のスポット市場に合わせて、**価格および条件をしっかりと改定していくのは極めて重要**であり、短期的な手当。長期的には、事業者オプションを与えるような**常時バックアップ制度を廃止していく方向性は、正しい**のではないかと。

(松本オブザーバー)

- 常時バックアップの転売が問題であれば、その行為について**適取ガイドラインに明確化した上で、監視当局で定期的に監視する**という対応も検討の余地があるのではないかと。

(竹廣オブザーバー)

- 価格改定の検討を考える場合は、内外無差別の観点から、**旧一電の社内取引価格との比較**が重要ではないかと。

常時バックアップの新電力による利用実態調査について

- 個々の新電力による利用実態の詳細な調査を行うため、常時バックアップを提供している旧一電各社に対して、報告徴収によるデータ収集を実施。
 - 報告徴収期間：2022年6月7日～2022年6月10日
 - 調査対象期間：2020年度～2022年度を契約期間に含む常時バックアップ契約
 - 対象事業者：旧一般電気事業者（全10社）
 - 対象データ：事業者毎の常時バックアップ契約容量（kW）、供給電力量（kWh）の月別推移等

今後の対応について（案）（2/2）

第73回制度設計専門会合
（令和4年5月31日）資料6より抜粋

（旧一電による供給制限について）

- 多くの旧一電が、供給力不足を理由として、新規契約及び既存契約の増量を停止しているが、内外無差別性が確保されていると言えるか。
- この点について、監視等委において定期的に実施しているフォローアップにおいて、社内外の契約締結状況や供給力の状況を時系列に確認することで、内外無差別性を確認していく（例：社内取引分を優先的に確保している、あるいは、合理的な理由なく常時バックアップの優先順位を劣後させている結果、供給力不足となっていないか、等）ことが必要ではないか。

（新電力による利用実態について）

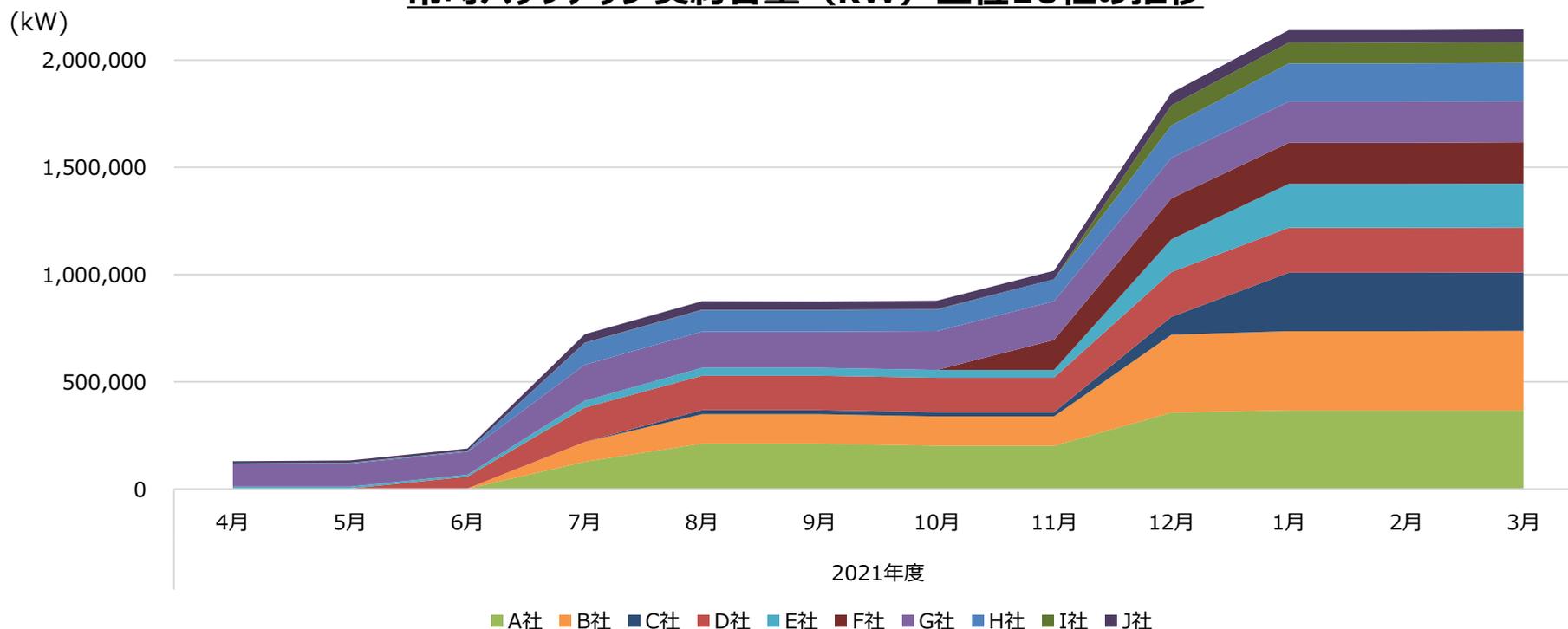
- 個々の新電力が、どのように常時バックアップを活用しているか、スポット市場における転売など制度趣旨にそぐわない利用が行われている可能性はないか等を確認するため、個々の契約・利用状況の確認を含めたより詳細な実態調査が必要ではないか。
- なお、こうした課題が生じる根本的な原因は、燃料費が高騰しているにも関わらず常時バックアップの価格改定が行われず、スポット市場取引をはじめ他の卸取引との値差が生じていることと考えられる。この点についてどう考えるか。

※第40回電力・ガス基本政策小委（令和3年10月26日）において、常時バックアップの価格について、「燃料価格の変動等に応じて変動があり得ると考えられるが、この際に重要なことは、内外無差別性が確保されていること」と整理されている。

常時バックアップ 契約容量上位10社の契約容量 (kW) 推移

- 常時バックアップの契約容量 (kW) (全エリア合計) について、2022年3月における上位10社を確認したところ、**上位10社が契約総量の約65%を占めていた。**
- これらの会社の契約容量の推移を見ると、**2021年度秋から冬にかけて契約容量を大幅に増設。**

常時バックアップ契約容量 (kW) 上位10社の推移



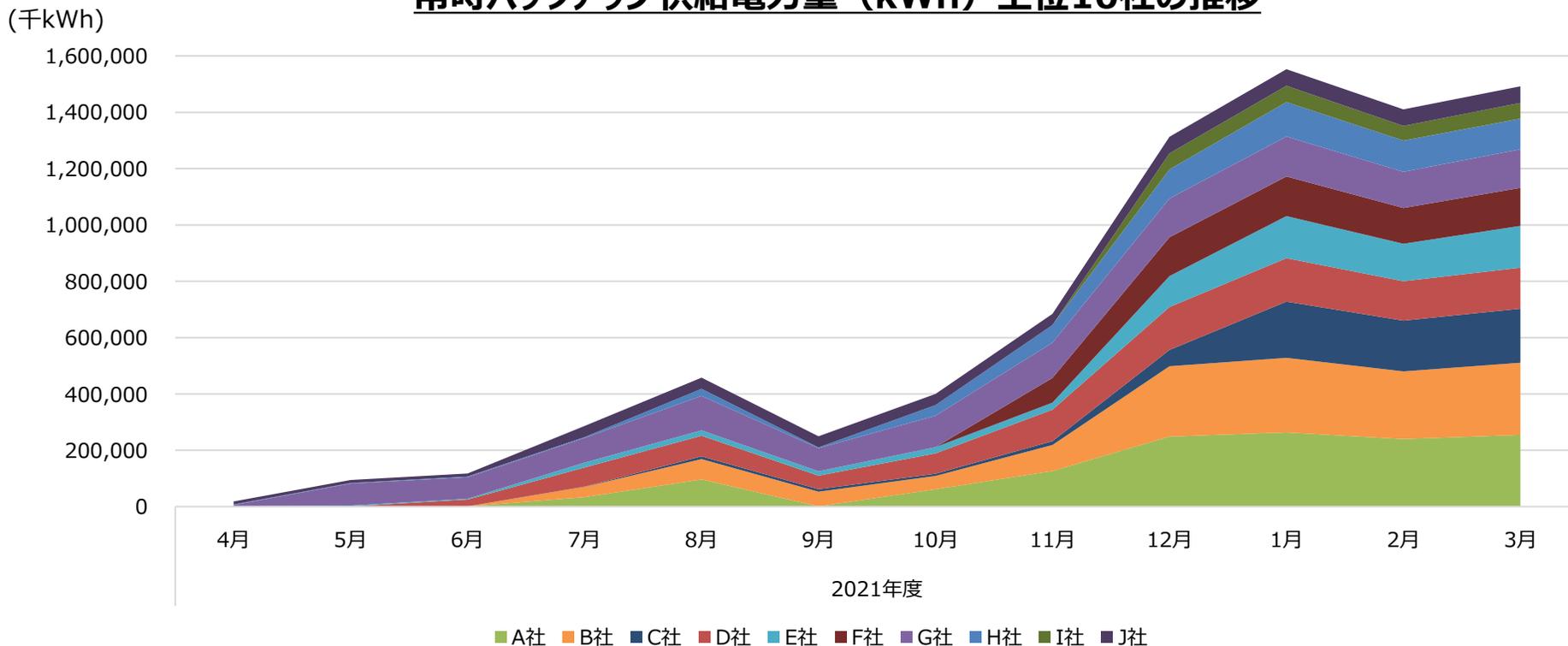
常時バックアップ全体の契約容量 (kW) に占める割合 (2022年3月時点)

	A社	B社	C社	D社	E社	F社	G社	H社	I社	J社
	11.2%	11.0%	8.2%	6.3%	6.2%	5.8%	5.8%	5.4%	2.9%	1.8%
(累計)	11.2%	22.2%	30.4%	36.7%	42.9%	48.7%	54.5%	59.8%	62.7%	64.5%

常時バックアップ 契約容量上位10社の供給電力量 (kWh) 推移

- 前項の契約容量上位10社は、2022年3月において、常時バックアップの供給電力量 (kWh) (全エリア合計) についても約75%を占めていた。
- その推移を見ると、2021年度秋から冬にかけて供給電力量が大幅に増加。

常時バックアップ供給電力量 (kWh) 上位10社の推移



常時バックアップ全体の供給電力量 (kWh) に占める割合 (2022年3月時点)

	A社	B社	C社	D社	E社	F社	G社	H社	I社	J社
	13.1%	13.0%	9.8%	7.5%	7.6%	6.9%	7.0%	5.6%	2.9%	2.1%
(累計)	13.1%	26.1%	35.9%	43.4%	50.9%	57.9%	64.9%	70.4%	73.3%	75.4%

※報告徴収データより旧一電各社回答を集計。

確認方法及び対象について

- 常時バックアップ価格とスポット市場価格との値差を利用した裁定取引を目的とした利用が行われているかどうかを検証するため、契約容量及び供給電力量の大きい新電力について、常時バックアップの供給電力量とスポット市場への売り入札量の推移を確認することとした。
- 具体的には、常時バックアップ全体に占める1社あたりの契約容量（kW）および供給電力量（kWh）が5%以上である上位8社（A～H社）を対象として確認を行った。

（前項、前々項より再掲）

常時バックアップ全体の契約容量（kW）に占める割合（2022年3月時点）

	A社	B社	C社	D社	E社	F社	G社	H社	I社	J社
	11.2%	11.0%	8.2%	6.3%	6.2%	5.8%	5.8%	5.4%	2.9%	1.8%
（累計）	11.2%	22.2%	30.4%	36.7%	42.9%	48.7%	54.5%	59.8%	62.7%	64.5%

上位8社を
確認対象とする

常時バックアップ全体の供給電力量（kWh）に占める割合（2022年3月時点）

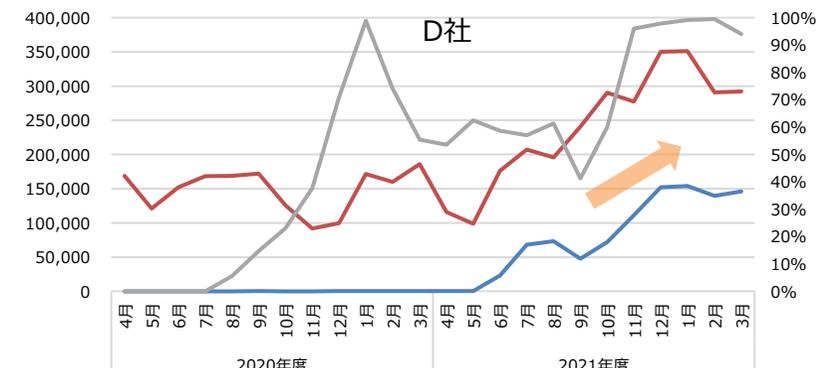
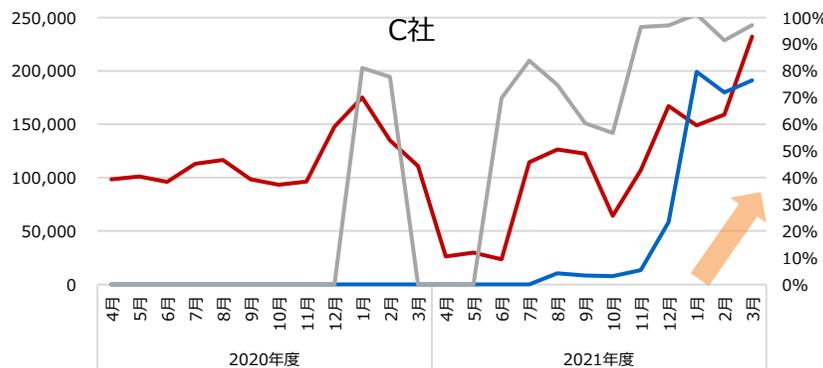
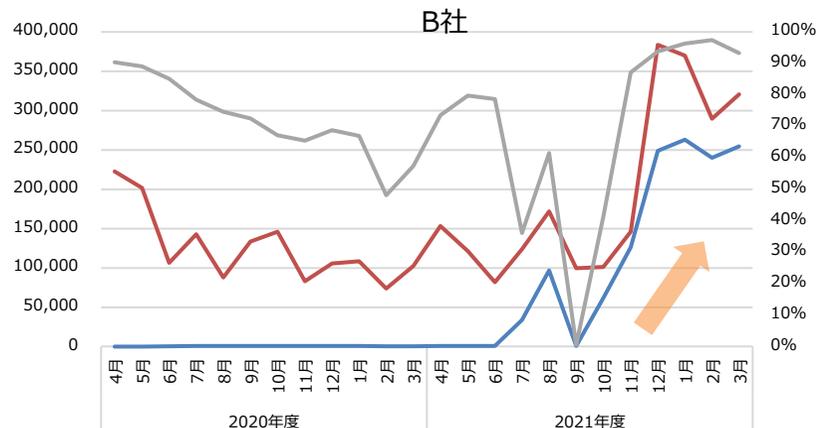
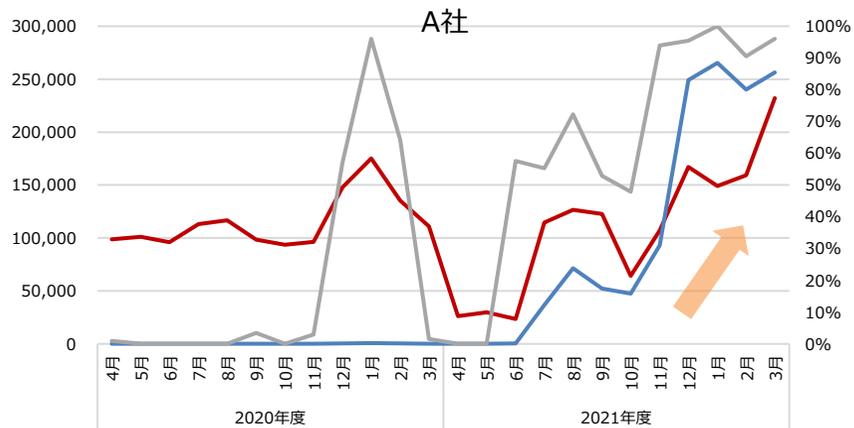
	A社	B社	C社	D社	E社	F社	G社	H社	I社	J社
	13.1%	13.0%	9.8%	7.5%	7.6%	6.9%	7.0%	5.6%	2.9%	2.1%
（累計）	13.1%	26.1%	35.9%	43.4%	50.9%	57.9%	64.9%	70.4%	73.3%	75.4%

常時バックアップ 供給電力量 (kWh) と新電力売り入札量の関係 (1/2)

- 契約容量の上位8社 (A~H社) について、スポット市場の売り入札量を確認したところ、昨年秋以降に常時バックアップ負荷率が上昇しており、1社 (G社) を除き、常時バックアップ供給電力量 (kWh) の増加に合わせてスポット売り入札量も増加している傾向が見られた。

常時バックアップ供給kWh、負荷率、新電力売り入札量の推移 (個社別) ①

青：常時バックアップ供給kWh (左軸：千kWh) 赤：スポット売り入札量 (左軸：千kWh) 灰：常時バックアップ負荷率 (右軸：%)



※常時バックアップの供給電力量および負荷率は、報告徴収データより旧一電各社回答を集計。

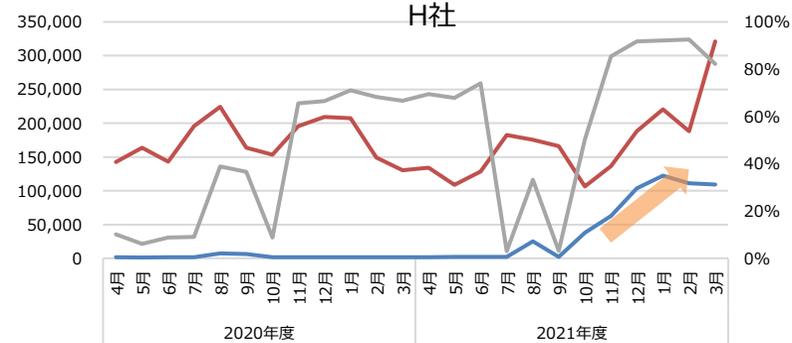
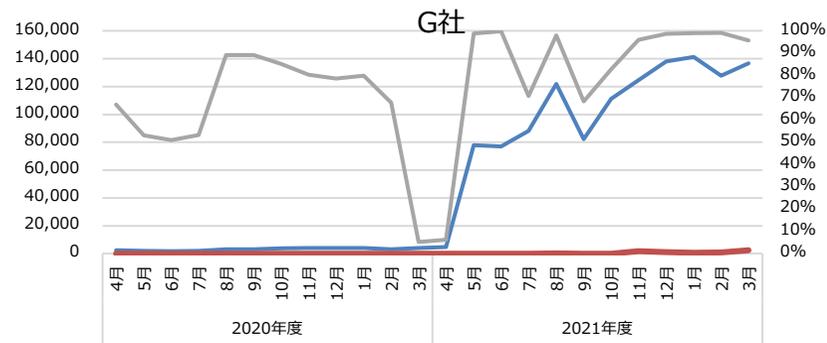
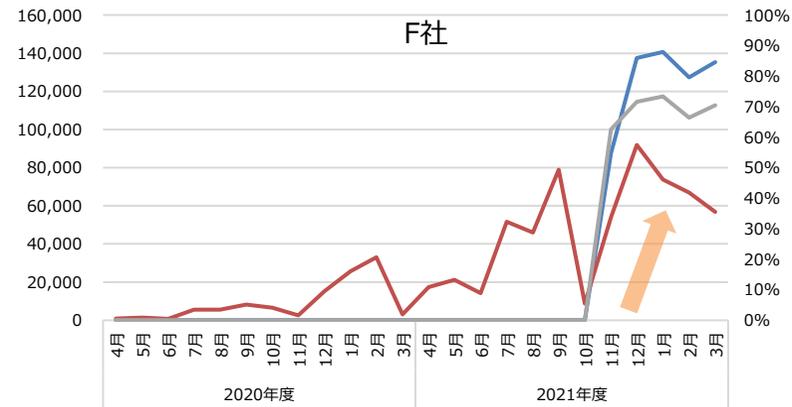
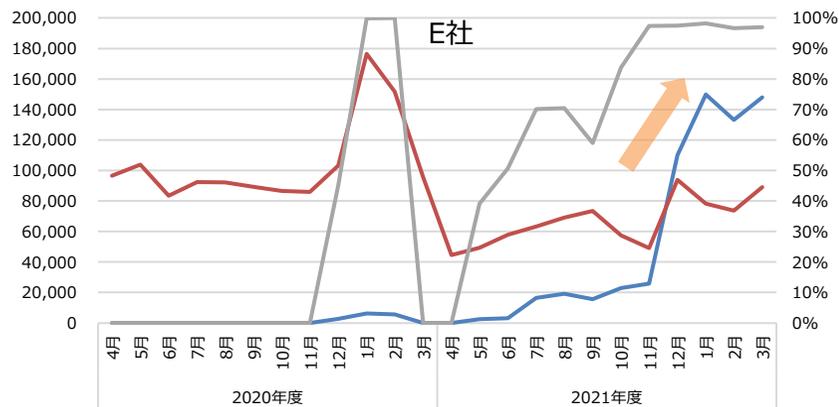
※負荷率は、(旧一電常時バックアップの供給kWh (旧一電全社合計値)) ÷ (常時バックアップの契約kWを常時使用 (契約kW×月暦日×24時間) した値 (旧一電全社合計値)) の割合を算出。

※スポット売り入札量は、JEPXデータより事務局にて作成。BG全体の入札量であることに留意。

常時バックアップ 供給電力量 (kWh) と新電力売り入札量の関係 (2/2)

常時バックアップ供給kWh、負荷率、新電力売り入札量の推移 (個社別) ②

青：常時バックアップ供給kWh (左軸：千kWh) 赤：スポット売り入札量 (左軸：千kWh) 灰：常時バックアップ負荷率 (右軸：%)



※常時バックアップの供給電力量および負荷率は、報告徴収データより旧一電各社回答を集計。

※負荷率は、(旧一電常時バックアップの供給kWh (旧一電全社合計値)) ÷ (常時バックアップの契約kWを常時使用 (契約kW×月暦日×24時間) した値 (旧一電全社合計値)) の割合を算出。

※スポット売り入札量は、JEPXデータより事務局にて作成。BG全体の入札量であることに留意。

売り入札が増加していた新電力への個別ヒアリングについて

- 前頁までの確認結果をふまえ、常時バックアップ供給電力量（kWh）の増加に合わせて、スポット売り入札量も増加している傾向が見られた7社（A～F、H社 ※G社は除く）に対して、常時バックアップの実態に関する個別ヒアリングを実施。

大口契約新電力の個別ヒアリング結果①

2021年秋から冬にかけて、常時バックアップの契約容量（kW）を大幅に増やした理由

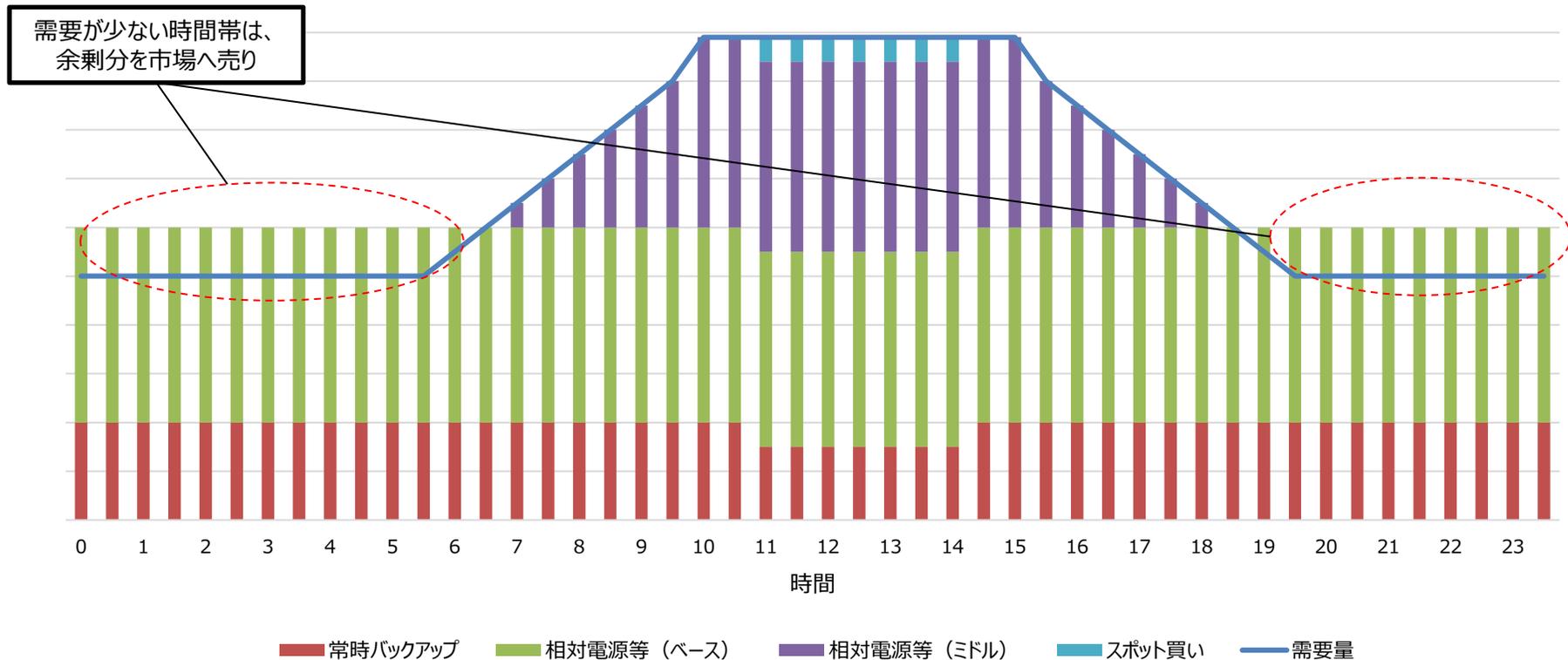
- 常時バックアップの契約容量（kW）を大幅に増やした理由については、ヒアリング対象となった7社全社から、2020年度冬季の価格高騰を受け、リスクヘッジの観点からスポット市場依存の度合いを減らすべく相対電源の固定化を図ったが、相対契約の交渉が難航したため、常時バックアップの契約容量（kW）を増設した、との説明があった。
- 当時の相対契約交渉状況に関しては、2021年度冬季の電源確保に向けた交渉を2020年度末（1社）もしくは2021年夏前から秋頃にかけて（6社）実施したものの、発電事業者からは供給力不足のために提案が出来ないと伝えられ、条件や価格の交渉まで至ったケースは極めて少なかった、との説明があった。
- 2020年度冬期の価格高騰を踏まえて、ショートポジションをなるべく回避するために供給力を確保することは小売事業者として合理的な行動と考えられる。一方で、ヒアリング対象となった新電力の中には、常時バックアップの契約容量（kW）を大幅に増やした結果、相対契約、自社電源等を積み上げた供給力全体がピーク時の需要を上回り、必要量を超えて常時バックアップの契約容量（kW）を確保していたとみられる者があった。

大口契約新電力の個別ヒアリング結果②

常時バックアップの供給電力量（kWh）の増加に合わせて、スポット売り入札量も増えている理由

- 常時バックアップの供給電力量（kWh）の増加に合わせて、スポット売り入札量も増えている理由については、需要のピークに合わせて電源調達を行った結果、需要の少ない早朝・夜間や休日を中心にベース電源（常時バックアップを含む）で需要量を超えるため、超過分をスポット売りしている、との説明があった。

需要量（折れ線グラフ）と調達量（積み上げ棒グラフ）のバランス【イメージ】

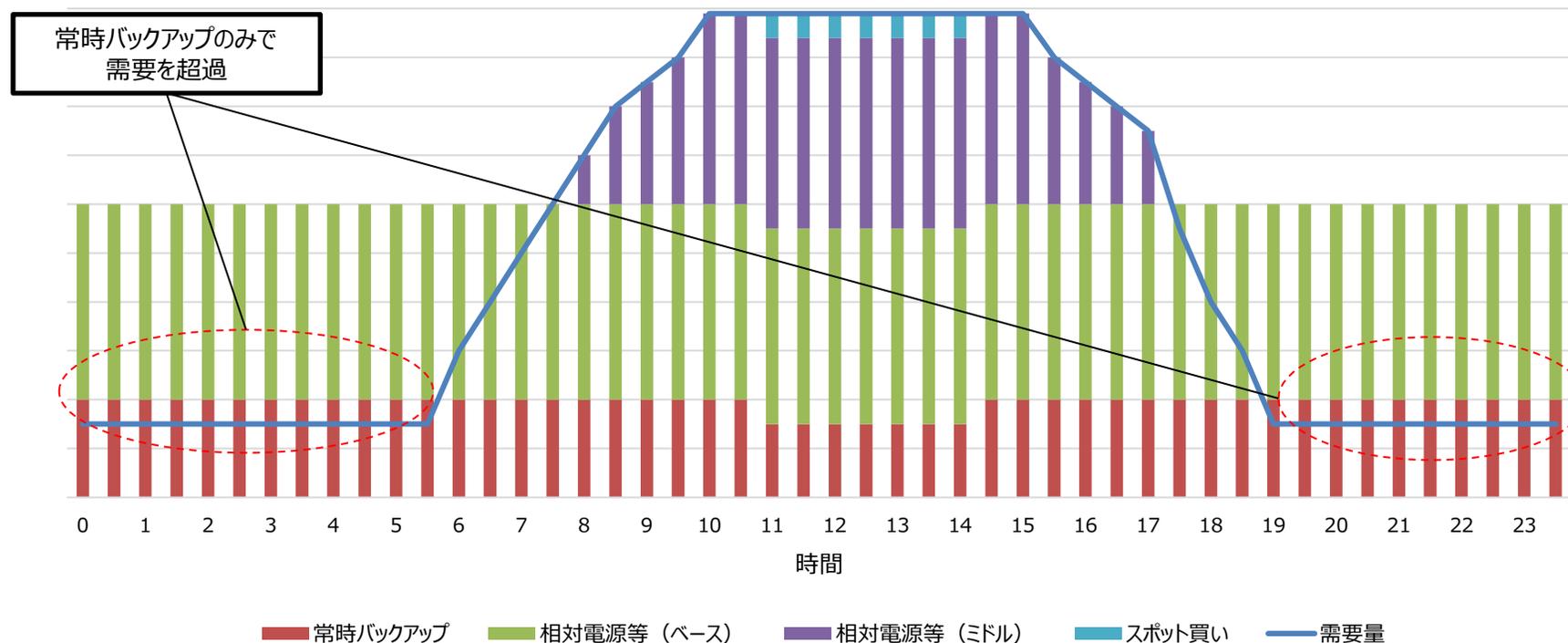


大口契約新電力の個別ヒアリング結果②

常時バックアップの供給電力量（kWh）の増加に合わせて、スポット売り入札量も増えている理由

- さらに、一部の新電力では、需要の少ない早朝・夜間において、常時バックアップの供給電力量（kWh）が需要を上回っているケースがあった。
- こうしたケースにおいては、常時バックアップにより受け取った電気の少なくとも一部は需要家に供給されていないことは明らかであり、新電力が需要家に電力供給を行うための卸供給という制度趣旨にそぐわない利用が行われていると言える。

需要量（折れ線グラフ）と調達量（積み上げ棒グラフ）のバランス【イメージ】



確認結果の総括

- 報告徴収及び新電力7社への個別ヒアリングによれば、常時バックアップの利用実態について、以下の点が確認された。
 - ✓ 供給力が限られている中で、全国ベースで見ても、常時バックアップの契約量の過半数は一部の新電力によって占められている結果、常時バックアップにアクセスできない新電力が多数存在することが確認された。
 - ✓ 契約容量（kW）を大きく増設した理由は、スポット市場依存を減らすため、相対電源の確保が難しい中で、常時バックアップを確保したとの説明があった。
 - ✓ 中には、契約容量（kW）を大きく増設した結果、供給力が需要ピーク時に必要な供給力を上回り、必要量を超えて常時バックアップの契約容量（kW）を確保したとみられる者もあった。
 - ✓ 供給電力量（kWh）を増量している一方でスポット市場への売り入札を増やしている理由は、常時バックアップを含むベース電源の割合が増加し、需要量の少ない時間帯を中心に出た余剰をスポット市場へ供出してたとの説明があった。
 - ✓ 中には、需要の少ない早朝・夜間において、常時バックアップの供給電力量（kWh）のみで需要を上回るケースが見られ、常時バックアップの制度趣旨にそぐわない利用にあたるケースも見られた。

常時バックアップの今後に向けて（1/3）

- 一部の新電力においては、一部のコマにおいて需要を上回る常時バックアップの供給を受けており、新電力が需要家に電力供給を行うための卸供給という常時バックアップの制度趣旨にそぐわない利用が行われている実態が確認された（17頁参照）。
- こうした常時バックアップの利用方法に関して、ガイドライン等において何らか規定されているわけではない。一方で、適取ガイドラインにおいては、旧一電が「特定の小売電気事業者に対しては常時バックアップを拒否し、正当な理由なく供給量を制限」すること等が独禁法上問題となるおそれがあると規定されているが、上記のような制度趣旨にそぐわない利用を行う者が確認された場合において、当該者に対する常時バックアップの供給量（kW）を制限することは、問題があるとは言えないのではないか。
- なお、常時バックアップは事業者間の契約に基づいて供給され、個々の契約に供給の目的や目的外利用への対応が規定されており、これらの契約において目的外利用に該当するケースを明確化する（例：目的外利用の具体例として転売を明示する）ことも、今後の目的外利用を抑制する観点から有効と考えられる。

※ 常時バックアップを供給する旧一電全10社の契約において、目的を定めた上で、目的外に利用された場合の供給停止や解約等の措置を規定。このうち、2社の契約においては、目的外利用の具体例として転売を明示。

（参考）「適正な電力取引についての指針（2022年4月、公正取引委員会・経済産業省）」（抜粋）

- 区域において一般電気事業者であった発電事業者等に供給余力が十分にあり、他の小売電気事業者との間では卸供給を行っている一方で、特定の小売電気事業者に対しては常時バックアップを拒否し、正当な理由なく供給量を制限し又は不当な料金を設定することは、当該小売電気事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあることから、例えば、以下の場合には、独占禁止法上違法となるおそれがある（私的独占、取引拒絶、差別取扱い等）。
 - 特定の小売電気事業者に対して、常時バックアップを拒否し、又は正当な理由なくその供給量を制限すること。

常時バックアップの今後に向けて（2/3）

- また、常時バックアップが裁定取引を目的として使われている根本的な原因は、常時バックアップの価格が硬直的で、他の卸取引との値差が生じているためと考えられる。この点について、第73回制度設計専門会合においても、短期的には価格等をしっかり改定していくことが重要といった御指摘があったところ。
- 常時バックアップの価格設定については、適取GLに「特定の小売電気事業者に対して、同様の需要形態を有する他の需要家に対する自己の小売料金に比べて高い料金を設定したり、グループ内の小売電気事業者に対する自己の卸供給料金に比べて不当に高い料金を設定したりすること。」が独禁法上問題となるおそれがあると規定されている。
- こうした中で、第52回資源エネルギー庁電力・ガス基本政策小委員会（2022年7月20日）においてとりまとめられた「今後の小売政策の在り方について 中間とりまとめ（案）」において、産業向けの標準メニューに関して、「コストの変動をより適切に反映するため、標準メニューは、電気の調達手段や調達費用等（調達費用の変動リスクのヘッジにかかる費用を含む。）に応じ、定期的に見直すことも考えられる。」と適取GLに追記する旨が整理された。また、足下では「各みなし小売電気事業者において、標準メニューでの受付再開に向けた検討を速やかに進め」ることが期待されるとされたところ。
- こうしたことを踏まえれば、常時バックアップの様々な課題を解消するための当面の短期的な対応としては、標準メニューの定期的な見直しに合わせて、その見直しと統合的な形で常時バックアップの価格も適正化していくことが合理的と考えられるのではないか。

2. 小売電気事業

(1) 料金の在り方

1) 産業向け料金

③方向性 (ii) 電力供給受付停止問題への対応

前述のとおり、「戻り需要」についても、標準メニューを適用されている既存契約者と同じ需要特性を持つ需要家群に含まれる限り、標準メニューで受け付けることが、本来的には望ましい在り方であると考えられるが、現状の事業環境に鑑みれば、その供給コストが「標準メニュー」料金を上回る状況が生じている可能性も考えられる。

(中略)

このため、適正な電力取引についての指針を改正し、「コストの変動をより適切に反映するため、標準メニューは、電気の調達手段や調達費用等（調達費用の変動リスクのヘッジにかかる費用を含む。）に応じ、定期的に見直すことも考えられる。」と、当該部分に追記することとする。

(中略)

このため、各エリアの事情に応じ、各みなし小売電気事業者において、標準メニューでの受付再開に向けた検討を速やかに進め、準備の整った事業者から、その見通しが示され次第、各一般送配電事業者において、既存の最終保障需要家への影響も配慮の上、速やかに本取りまとめの内容に基づき、最終保障供給料金を見直すことが期待される。

常時バックアップの今後に向けて（3/3）

- 常時バックアップについては、第40回電力・ガス基本政策小委（令和3年10月26日）において、「原則廃止の方向性を維持しつつ、旧一電小売部門が享受しているオプション価値という観点も含め、他の小売電気事業者への通常の卸取引において、**内外無差別性が担保できた場合、常時バックアップを廃止することが適当**」と整理されている。
- また、第73回制度設計専門会合（令和4年5月31日開催）において、遅くとも23年度当初からの通年契約に向けて内外無差別な卸売の実効性を高める取組を求め、「**内外無差別性を十分に比較することができる状況となれば、内外無差別性の確認されたエリアから順次、常時バックアップの廃止に向けた検討に着手することが可能になる**」とされたところ。
- この点に関して、常時バックアップの廃止の検討を進める上では、**オプション性のあるメニューへの内外無差別なアクセスの確保を含め、旧一電のさらなる取組が求められる**ところ。しかしながら、資料5（旧一般電気事業者の不当な内部補助防止策について）の通り、現時点では、**23年度交渉に向けた準備は検討中**との回答にとどまっている旧一電が多い。
- 足下で一部の新電力からは「来年度の相対卸交渉を早く相談したいものの、まだ交渉スケジュールを決めていないとの理由で相談を受け付けてもらえない」との声も聞かれる。
- こうした状況に鑑みると、旧一電が**23年度以降の相対卸に向けた交渉を加速していくこと、その中で内外無差別な卸売のコミットメントの実効性を高める具体的な取組を示していくこと、が重要ではないか。**

今後の対応について（案）（1/2）

- 常時バックアップについては、第40回電力・ガス基本政策小委（令和3年10月26日）において、「原則廃止の方向性を維持しつつ、旧一電小売部門が享受しているオプション価値という観点も含め、他の小売電気事業者への通常の卸取引において、内外無差別性が担保できた場合、常時バックアップを廃止することが適当」と整理されたところ。
- こうした方向性も踏まえつつ、第71回制度設計専門会合（令和4年3月24日開催）において、旧一電の内外無差別な卸売の実効性を高め、かつ取引状況を外部から確認することを可能にするため、遅くとも23年度当初からの通年契約に向けて、①交渉スケジュールの明示・内外無差別な交渉の実施、②卸標準メニュー（ひな型）の作成・公表、③発電・小売間の情報遮断、社内取引の文書化のさらなる徹底等の取組を求め、その進捗を定期的に確認していくこととされた。
- 旧一電各社が、こうした取組を着実に進め、内外無差別性を十分に比較することができる状況となれば、内外無差別性の確認されたエリアより順次、常時バックアップの廃止に向けた検討に着手することが可能となると考えられる。
- 一方で、足下に目を転じると、先述の通り、新規・追加供給の制限、スポット市場価格との値差の発生、さらにはスポット市場における裁定取引の可能性など、様々な課題が生じている。こうした現状をどう評価し、当面の短期的な対応をどのように考えるべきか。

23年度交渉に向けた各社の取り組み状況

第75回制度設計専門会合
(令和4年7月26日) 資料5より抜粋

①交渉スケジュールの明示・内外無差別な交渉の実施

- 23年度に向けた内外無差別な卸売の実効性確保策のうち、交渉スケジュールの明示・内外無差別な交渉の実施についてヒアリングしたところ、5社が具体的な時期を設定している一方、6社が検討中との回答であった。

①内外無差別な交渉機会の確保について

第71回制度設計専門会合
(令和4年3月24日) 資料8より抜粋

- 相対契約の交渉機会を内外無差別に確保する（すなわち、自社小売が無条件に他社小売より先に必要数量を確保することや他社小売の「門前払い」を回避し、発電側がより条件の良い売り先から契約を結び利潤を最大化することを可能とする）ため、以下の取組を求め、今後、その進捗状況を確認することとしてはどうか。

【交渉スケジュールの明示、内外無差別な交渉の実施】

- 交渉機会の均等の確保のため、旧一電各社において、相対卸売の交渉スケジュールを、卸売を希望する事業者に内外無差別に明示する。
- 各社のニーズを聞き取った上で、社内・グループ内小売も含め各社との交渉を同じ時期に進める。
- まずは23年度当初からの通年契約について取り組むこととする（当面、当該年度中に交渉される短期の卸契約については対象としない）。
- 他社相対と比較可能な形で、社内取引の条件を定めた文書を整備する。
- 監視委によるフォローアップに際しては、交渉スケジュールが把握できる資料（社内外の契約書類や社内外の交渉経緯の分かる資料等）の提出を求め、実施状況を確認することとしてはどうか。

②卸標準メニュー（ひな型）の作成・公表

- 卸標準メニュー（ひな型）の作成・公表については、多くの事業者から検討中との回答があった一方、5社からメニューの内容や公表予定時期について回答があった。

②内外無差別な卸条件の確保について

第71回制度設計専門会合
(令和4年3月24日) 資料8より抜粋

- オプション価値が内外無差別に提供されることを確保するため (※)、以下の取組を求め、今後、その進捗状況を確認することとしてはどうか。

【卸標準メニュー（ひな型）の作成、公表】

- 旧一電各社において通年契約の卸標準メニュー（原則として、少なくとも通告変更権付きのもの、通告変更権のないものを1つずつ）を作成することとする。
- それぞれの具体的条件（通告変更の幅・タイミングなどオプションの詳細、負荷パターン等）を設定・公表した上で、当該卸標準メニューに沿って取引交渉を実施する。

※ 標準メニューに基づいた交渉の結果として条件が変更されることは考えられるが、実際に当該メニューあるいはそれに類するものへのアクセスが内外無差別に担保されることが必要。

- なお、標準メニューに価格を設定し売り手から一律の条件提示を行うか、最低価格のみ内々設定し買い手に希望する条件の提示を求めるか等の交渉の進め方は、市況にも左右されると考えられ、内外無差別である限り、事業者の創意工夫に委ねることとする。
- 監視委によるフォローアップに際しては、卸標準メニューと実績との乖離を確認することとしてはどうか。その際、通告変更の有無に加え、利用率（負荷率）、契約期間、与信など、契約価格を決定した主要な要因に関する説明を求めることとしてはどうか。

※ 常時バックアップについては、旧一電小売部門が享受しているオプション価値という観点も含め、他の小売電気事業者への通常の卸取引において、内外無差別性が担保できた場合、これを廃止することが適当とされているところ、当該検討を進める上でも、オプション性のあるメニューへの新電力のアクセスが内外無差別に担保されることが必要ではないか。